

学校法人国際基督教大学 ご入学の皆様へ！



学生生活や日常生活のもしもを総合的にサポートするなら

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総)

付帯学総にご加入いただく場合、学生教育研究災害傷害保険(学研災)への加入が必要です。学研災の加入については、大学までお問い合わせください。

学生自身の病気やケガ、
インターンシップ中や自転車運転中の高額賠償事故などを、
24時間、365日幅広く補償します。

全国各地の自転車条例
にも対応しています！

**賠償責任保険金
示談交渉
サービス付**



©東京海上日動

かぜによる通院でも1日
目から対象調剤薬局で
処方された薬代金も対象

**通院1日目から
補償**



©東京海上日動

自動セット

メディカルアシスト

一人暮らしの学生も安心
です！！
お電話にて各種医療に関
する相談に応じます。

団体割引

30%適用

申込締切 **2023年8月25日(金)**

※必ず締切日までに振込みください。

●2023年9月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は振込日翌日から補償開始となります。

●2023年9月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。

(郵便振込でお申込みをされる場合は取扱代理店まで保険料をお問い合わせください。)

●退学等の場合には、残期間に応じてご返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

ICU

国際基督教大学

INTERNATIONAL CHRISTIAN UNIVERSITY

Expanding Potential

公益財団法人 日本国際教育支援協会

便利で簡単な「Web加入」をおすすめします！

左記QRコードを読み込み。サイトにアクセス後、加入手続きを進めてください。

サイトのご利用: 8:00~22:00の間でご利用ください。

保険料のお支払い: コンビニエンスストアで24時間、365日お支払いが可能です。

※ 1申し込みにつき、システム利用料を含め30万円以内の場合に本サイトからお申し込みが可能です。
なお、現金のみのお取り扱いです。



学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（※1）携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。



ケガ

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治療費用^{(※1)(※2)(※3)}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

品名	金額	自己負担
3	4,380	4
金額	消費税等	税

ケガ・病気

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。

（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※2）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2023/4/15 のケース

60日を経過した日：2023/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2023/6/30

2023/4/15～2023/6/30の治療がお支払対象

（※3）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（※4）自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 育英・学資費用^(※1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



6 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額） 5,000 円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付^{*1}

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限り、（親族：配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。）・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。

※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご確認ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。



付帯学総 Q & A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内: 3 億円 国外: 1 億円 限度			1 事故 国内: 3 億円 国外: 1 億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
	3 入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救済者費用等	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
	5 育英費用 ^(※4) ケガ	100 万円	100 万円	対象外	100 万円	100 万円	対象外
	学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	100 万円	100 万円		100 万円	100 万円	
	学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気	100 万円	対象外		100 万円	対象外	
	6 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50 万円	50 万円	50 万円
	7 借家人賠償責任 ^(※6)				300 万円	300 万円	300 万円

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波による ケガも補償 天災危険補償特約あり		↓	↓	↓	↓	↓	↓
			A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	E タイプ	F タイプ
	2027 年 8 月卒業予定者 (4 年間分保険料)		74,610 円	43,830 円	37,080 円	80,600 円	49,820 円	43,070 円
	2026 年 8 月卒業予定者 (3 年間分保険料)		50,720 円	32,830 円	28,520 円	55,310 円	37,420 円	33,110 円
	2025 年 8 月卒業予定者 (2 年間分保険料)		30,560 円	22,340 円	19,960 円	33,770 円	25,550 円	23,170 円
	2024 年 8 月卒業予定者 (1 年間分保険料)		14,510 円	12,370 円	11,400 円	16,350 円	14,210 円	13,240 円

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1 事故 500 万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- (※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000 人以上の場合の割引率〔30%〕が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

保険期間		卒業予定年次に応じて
4 年間	2027 年 8 月 卒業予定者	2023 年 9 月 1 日 (午前 0 時) より 2027 年 9 月 1 日 (午後 4 時) まで 4 年間
3 年間	2026 年 8 月 卒業予定者	2023 年 9 月 1 日 (午前 0 時) より 2026 年 9 月 1 日 (午後 4 時) まで 3 年間
2 年間	2025 年 8 月 卒業予定者	2023 年 9 月 1 日 (午前 0 時) より 2025 年 9 月 1 日 (午後 4 時) まで 2 年間
1 年間	2024 年 8 月 卒業予定者	2023 年 9 月 1 日 (午前 0 時) より 2024 年 9 月 1 日 (午後 4 時) まで 1 年間

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！卒業まで安心！

推奨 スマートフォンやPCからのWeb加入

① パンフ表紙のQRコードで サイトへアクセス

パンフ等に記載されたURLを入力することで、PCからのアクセスも可能です。

② 事前登録

事前登録にはメールアドレスが必要です。

③ 加入内容 の入力

④ 加入タイプ の選択

⑤ コンビニ の選択

⑥ コンビニで 保険料振込

コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み

① パンフレットより 希望の補償内容を選ぶ。

保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。

② 保険料を確認し、 同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。

漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従いご記入ください。

③ ゆうちょ銀行または郵便局から 保険料を振込む。

振込手続きをもってお申込みは完了します。
なお、振込手数料は振込人負担です。

●月中旬頃、加入者証が到着する。

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。

*送付先は扶養者住所です。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、**本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方で自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先
(取扱代理店)

(株)ICUサービス

〒181-0015 東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学 本部棟2階
(TEL 0422-33-3530 FAX 0422-33-3765)

注)学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口(学生サービス部)までお問い合わせください。

注)で契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先
(取扱代理店)

(株)ICUサービス

TEL0422-33-3530 (代理店電話番号)

※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）「0120-720-110」へのご連絡をお願いいたします。
※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。

注)事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課支社) 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
(TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132)

注)学研災および付帯賠償については、本学担当窓口(学生サービス部)までお問い合わせください。

2023年1月作成
22TC-100742

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償)) (補償の概要等)

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害※1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患※2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院※3
医療費用補償特約（注1）	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金※1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院※2または通院※3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」※4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ※1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等も自己負担額から控除します。 ※2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ※3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ※4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害※1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患※2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院※3
医療費用補償特約（注2）	国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）※1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りします。） ▶1 事故について保険金額※2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載されている保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品によって正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は損害額※3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等　・サーフボード、ラジコン模型等　・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等　・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等　・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物　・乗車券、通貨等　・貴金属、宝石、美術品等	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみな> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害等 ※1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ※3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。 ※4 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒※3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外來性のいずれかがまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。 ※3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。 (注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下※1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ※2をした場合に保険金をお支払いします。

※1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒※3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外來性のいずれかがまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。
※3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
加償特約（救済特約） 救済特約費用等補償特約（救済特約費用等補償用）	国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限りします。） ▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院※1
育英費用補償特約	扶養者※1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したものと ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
学業費用補償特約	扶養者※1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間※2中に学業費用※3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したものと ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する教材費※5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態※2
疾病による学業費用補償特約	扶養者※1が、保険期間中に病気で死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間※2中に学業費用※3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校※4の指示に基づいて学校※4に納付または業者から購入する教材費※5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態※1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態※2
住宅内生活用動産特約	国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故につき5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごと）に保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうさ）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
借入金賠償責任補償特約	国内における借入用室※1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 転居した場合は転居先の借入用室をいいます。 ※借入金賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限りします。）も保険の対象となる方に含まず（学生本人に関する事故に限りします。）。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借入用室の改築、増築、取りこし等の工事によって生じた損害 ・借入用室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借入用室を貸主に引き渡した後に発見された借入用室の損壊に起因する損害賠償責任

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

付帯学総専用
払込取扱票

**WEB加入の場合は
この払込取扱票は使用できません。**

この受領証は、大切に保管してください。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動……………www.tokiomarine-nichido.co.jp

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。